

3 文科高第 号
令和 3 年 9 月 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
高等学校を設置する学校設置会社を所轄
する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の
認定を受けた各地方公共団体の長
各国公私立大学長（大学院大学を除く）
独立行政法人大学入試センター理事長

殿

文部科学省高等教育局長
伯井 美徳

令和 4 年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テストの追試験の試験場の
規模について（案）

令和 4 年 1 月 29 日、30 日に実施される大学入学共通テストの追試験の試験場数の規模については、「令和 4 年度大学入学者選抜実施要項について」（令和 3 年 6 月 4 日付け 3 文科高第 284 号文部科学省高等教育局長通知）において、「今後、新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、秋頃を目途に決定し、周知する予定である」こととしていました。

この度、現下の感染状況等を踏まえ、大学入学者選抜協議会において協議した結果、特例的に全都道府県に試験場を設置することとしましたのでお知らせします。

大学入学共通テストを共同実施する各国公私立大学におかれては、例年と異なる特別な事情があることに鑑み、大学入試センターとの緊密な連携の下、試験会場の確保に格段の御配慮、御協力をお願いします。

高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）を設置する各国公立大学におかれては設置する附属高等学校に対し、各都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の高等学校及び域内の市区町村教育委員会等に対し、各都道府県知事におかれては所轄の高等学校に対し、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては認可した高等学校に対し、十分な周知をお願いします。